

令和8年度 昭島市立玉川小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に深刻な危険を及ぼすおそれがある行為である。本校では、いじめはどの学級・どの集団においても起こり得るという認識に立ち、未然防止、早期発見、組織的対応、解消後の継続的支援までを一体として捉えている。

本方針は、昭島市いじめ防止対策推進基本方針を踏まえるとともに、「いじめ総合対策【第3次】」及び「生徒指導提要（令和4年）」の考え方を反映し、学校全体での共通理解と組織的対応を目的として策定する。

1 いじめとは（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係**にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。【いじめ防止対策推進法】

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

（1）生徒指導の目的の理解

本校では、「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」に示されている生徒指導の目的（※1）を踏まえ、児童一人一人の人格の成長を支え、社会の一員としてよりよく生きようとする態度を育てることを重視する。日常の教育活動全体を通して、児童が自ら考え判断して行動する自己指導能力（※2）を育てるとともに、いじめの問題について主体的に考え、いじめを許さない態度を育てる。

（2）児童が主体となるいじめ防止

いじめの問題は教職員だけで解決するものではなく、児童一人一人が自分の問題として捉えることが重要である。授業や学級活動、学校行事などを通して、互いの違いを認め合い、思いやりをもって行動する態度を育て、児童自身がいじめ防止について考え行動できる学校づくりを進める。

（3）教職員の児童理解の充実

いじめの未然防止や早期発見のためには、教職員一人一人の児童理解が重要である。日常の授業や学級経営、児童との関わりの中で児童の様子を丁寧に見取り、小さな変化を見逃さないようにするとともに、教職員間で情報を共有しながら**組織的**に対応する。

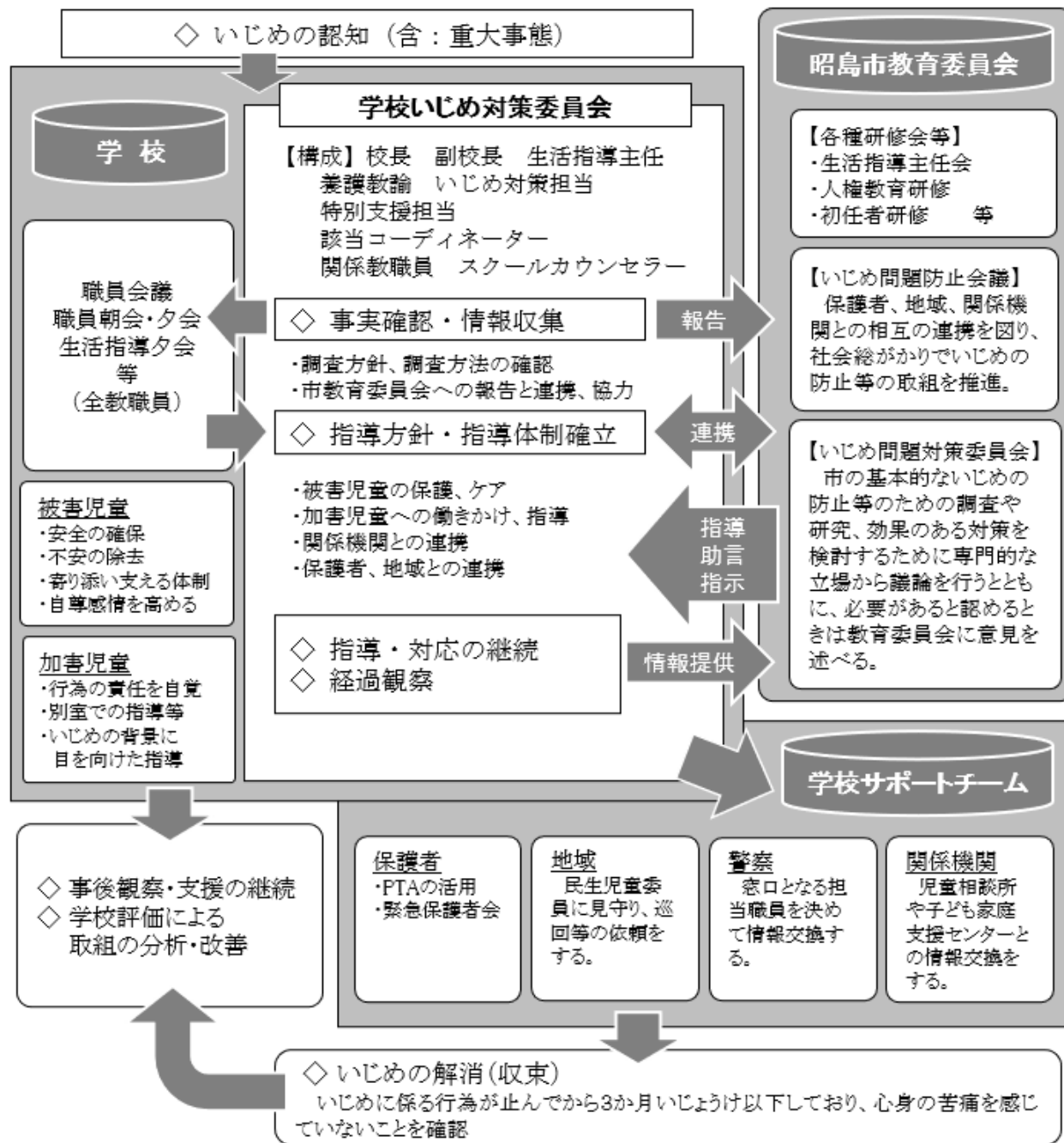
（4）平時からの取組の充実

いじめの問題は発生してから対応するだけでなく、平時からの取組が重要である。日常の学級経営や授業、学校生活全体を通して良好な人間関係づくりを進め、安心して過ごすことができる学校・学級づくりを推進する。

※1 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

※2 児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。

3 組織的ないじめ防止及び対応等のながれ



4 いじめ防止の取組を推進する6点のポイント

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない
 ≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は、法に基づき「いじめ」として確実に認知する。全ての教職員が定義を正しく理解し、件数の多少に左右されず、どんな軽微な兆候も見逃さない姿勢で早期発見に努める。

ポイント2 教職員が一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

担任等が気付いた児童の変化や児童間のトラブルを早期に共有し、学校が迅速かつ組織的に状況を確認する。学校いじめ対策委員会を核に役割分担を明確にし、教職員が抱え込まない体制で対応する。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
《学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

いじめを相談しづらい状況を改善するため、学校・家庭・地域が連携し、児童が安心して相談できる環境を整える。教職員やスクールカウンセラー等が日常的に相談に応じ、児童の不安やSOSを確実に受け止め、信頼関係を築く。

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
《自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成》

いじめの解決には、児童自身が自分の問題として主体的に考え、話し合い、行動できる力を育てることが重要である。教育活動全体を通して自己肯定感を育み、多様性を認め合う態度や自己指導能力を養い、主体的な取組を支援する。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

いじめの解決には、被害・加害双方の保護者の理解と協力が不可欠である。日常から基本方針や定義を分かりやすく伝え、学校と保護者が連携して未然防止に取り組む。事案発生時は対応方針を共有し、信頼関係の下で協力を得る。

ポイント6 社会総がかりでいじめに対峙する
《地域住民、関係機関等との日常からの連携》

いじめの背景が複雑化する中、学校は外部人材や関係機関と適切に連携し対応する。日常から地域等と基本方針や課題を共有し、学校サポートチームを活用して役割分担を明確にし、組織的に被害児童の支援と加害児童の指導を行う。

5 取り組みを進める上での共通理解事項

いじめ防止の取組を推進するに当たり、教職員はもとより、保護者、地域住民、関係機関等と次の事項を共有する。

- ◆いじめの件数が多いことをもって、学校や学級に問題があると捉えない。
- ◆いじめの重大性や緊急性、被害児童の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて適切に対応する。
- ◆被害児童が苦痛を感じていない場合であっても、人権意識を欠く言動については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。

6 いじめ対応の重層的支援構造と具体的な取組

本校では、「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」に基づき、いじめ防止及び対応を重層的支援構造の考え方により体系的に推進する。

（1）発達支持的生徒指導【第1層：全ての児童、常態的・先行的生徒指導】

全ての児童が安心して学び、互いを尊重し合える学校・学級づくりを進め、いじめを生まない土台を築く。

- 学級経営の充実と温かな人間関係の形成、児童が互いのよさを認め合う集団づくりの推進
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた分かる授業づくり、教室・学習環境の整備及び学習規律の確立
- 道徳科及び学級活動を通じた人権尊重教育の推進
- 縦割り班活動や学校行事を通じた異学年交流の推進
- 学級力アンケート（年4回）の実施及び結果を基にした学級での話合いの実施

（2）課題予防的生徒指導（未然防止教育）【第2層：全ての児童、常態的・先行的生徒指導】

いじめの芽を早期に見付け、未然防止につなげる取組を計画的に実施する。

- いじめに関する授業の実施（年間複数回）
- SOSの出し方に関する教育、セーフティ教室の実施及び情報モラル教育の推進
- SOSカードの活用による相談体制の整備
- スクールカウンセラーとの連携による支援体制の充実
- 学校いじめ対策委員会における児童の様子や気になる変化について情報共有及び支援の在り方の検討

（3）課題予防的生徒指導（早期発見対応）【第3層：一部の児童、即応的・継続的生徒指導】

気になる兆候や児童間のトラブルを組織的に共有し、早期対応につなげる。

- 全教職員による日常観察及び気付きの共有並びに担任への報告
- 学年会での情報共有と生活指導部との連携（機動的連携型支援チーム）
- 学校いじめ対策委員会による組織的対応（校内連携型支援チーム）
- いじめを把握するためのアンケートの年3回実施、結果の分析及び記録の保存
~~~~~（実施年度末から5年間、もしくは義務教育終了までの長い方）~~~~~
- 学級満足度調査（Q-U）の実施及び分析による児童理解の充実
- 第5学年を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談の実施
- 「**子供のストレスチェック表**」の活用及び児童の心理的変化の把握
- 保護者との連携の推進及び事案の状況や配慮事項を踏まえた適切な対応

### （4）困難課題対応的生徒指導【第4層：特定の児童、即応的・継続的生徒指導】

重大事態や専門的対応が必要な事案に対し、関係機関と連携して対応する。

- 昭島市教育委員会への報告・連携
- 教育相談室、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携（ネットワーク型支援チーム）
- 被害児童の安全確保と継続的支援
- 加害児童への適切な指導と再発防止支援